

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十三年規則第三十八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十八年九月末日までの間におけるこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条の二十一の二十二第二項の適用については、同項中</p> <p>「四 前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合 減額又は免除」とあるのは、</p> <p>「四 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者(以下この号において「中小企業者」という。)のうち、次の要件に該当するものを除いたものから申請(一般管理口座の開設に係るものに限る。以下この項において同じ。)がある場合 免除</p> <p>ア 一の大企業(中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合</p> <p>イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株</p>	<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十七年度の末日までの間におけるこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条の二十一の二十二第二項の適用については、同項中</p> <p>「四 前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合 減額又は免除」とあるのは、</p> <p>「四 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者(以下この号において「中小企業者」という。)のうち、次の要件に該当するものを除いたものから申請(一般管理口座の開設に係るものに限る。以下この項において同じ。)がある場合 免除</p> <p>ア 一の大企業(中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合</p> <p>イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株</p>

式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している
場合

ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数
の二分の一以上を兼務している場合

五 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十
五号)第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規
定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会から
申請がある場合 免除

六 中小企業等協同組合法(昭和三十四年法律第百八十一号)第三
条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する
事業協同小組合、同条第一号の三に規定する火災共済協同組合、
同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協
同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合から申請があ
る場合 免除

七 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第二条第
一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会から
申請がある場合 免除

八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭
和三十二年法律第百六十四号)第三条に規定する生活衛生同業組
合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合
又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会
から申請がある場合 免除

九 前各号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認

式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している
場合

ウ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数
の二分の一以上を兼務している場合

五 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八
十五号)第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号
に規定する商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合
会から申請がある場合 免除

六 中小企業等協同組合法(昭和三十四年法律第百八十一号)第
三条第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定
する事業協同小組合、同条第一号の三に規定する火災共済協
同組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に
規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合
から申請がある場合 免除

七 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第二条
第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
から申請がある場合 免除

八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭
和三十二年法律第百六十四号)第三条に規定する生活衛生同業
組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小
組合又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合
連合会から申請がある場合 免除

九 前各号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると

める場合 減額又は免除」とする。

3 から5まで (現行のとおり)

認める場合 減額又は免除」とする。

3 から5まで (略)